

第 1 2 回 合併協議会協議事項

協議案第 5 2 号	病院、診療所の取扱いについて（継続協議）	----- P	1
協議案第 5 7 号	財産の取扱いについて	----- P	2
協議案第 5 8 号	消防団の取扱いについて	----- P	3
協議案第 5 9 号	窓口業務の取扱いについて	----- P	4
協議案第 6 0 号	高齢者福祉事業の取扱いについて	----- P	5
協議案第 6 1 号	学校教育事業の取扱いについて	----- P	6
協議案第 6 2 号	社会福祉協議会の取扱いについて	----- P	7

【協議案第 57 号 資料 1】

財産等一覧（平成16年3月31日現在）

区分				大館市	比内町	田代町	調整方針		
公有財産	土地	行政財産	本庁舎	9,139 m ²	17,963 m ²	8,418 m ²	1. 合併時の財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐ。 ただし、大館市地域振興基金（現在、社会福祉環境整備基金で運用）、比内町まちづくり基金及び田代町地域振興基金については、合併時に統合し、用途については、それぞれの市町の意向を尊重する。		
			その他の行政機関	消防等施設	4,694 m ²	1,204 m ²		765 m ²	
				その他の施設	2,452 m ²	7,124 m ²		- m ²	
			公共用財産	学校	607,046 m ²	128,689 m ²		173,276 m ²	
				公営住宅	122,950 m ²	35,488 m ²		9,448 m ²	
				公園	345,372 m ²	60,434 m ²		329,610 m ²	
				その他の施設	1,703,746 m ²	136,221 m ²		724,335 m ²	
			普通財産（山林、宅地等）			34,753,747 m ²		4,205,709 m ²	7,748,255 m ²
			合計			37,549,146 m ²		4,592,832 m ²	8,994,107 m ²
	建物	行政財産	本庁舎	6,006 m ²	5,997 m ²	3,129 m ²			
			その他の行政機関	消防等施設	1,920 m ²	955 m ²		328 m ²	
				その他の施設	1,386 m ²	1,239 m ²		- m ²	
			公共用財産	学校	121,297 m ²	30,172 m ²		20,583 m ²	
				公営住宅	35,882 m ²	12,644 m ²		3,065 m ²	
				公園	4,454 m ²	3,606 m ²		1,545 m ²	
				その他の施設	108,525 m ²	19,700 m ²		28,987 m ²	
			普通財産（住宅）			1,494 m ²		1,473 m ²	- m ²
			合計			280,964 m ²		75,786 m ²	57,637 m ²
	山林	面積		7,885,687 m ²	5,651,538 m ²	7,536,290 m ²			
		立木の推定蓄積量		143,634 m ³	82,541 m ³	179,136 m ³			
	動産			- m ²	- m ²	- m ²			
	物件	地上権		3,188 m ²	- m ²	- m ²			
		温泉権		- m ²	- m ²	651 m ²			
	有価証券				(4件) 27,560 千円	(5件) 5,285 千円		(5件) 38,260 千円	
	出資による権利（別紙一覧）				(27件) 602,069 千円	(24件) 354,703 千円		(22件) 108,382 千円	

区分			大館市	比内町	田代町	調整方針
物品			855 品	128 品	216 品	▲は累積欠損金
債権			(7件) 466,267 千円	(4件) 39,487 千円	(5件) 44,852 千円	
基金 (別紙一覧)			(30件) 2,656,981 千円	(10件) 1,148,243 千円	(16件) 592,178 千円	
債務	一般会計の地方債残高		22,849,219 千円	7,291,674 千円	6,311,890 千円	
	特別会計の地方債残高		18,558,673 千円	3,114,609 千円	4,321,466 千円	
	合計 (別紙一覧)		41,407,892 千円	10,406,283 千円	10,633,356 千円	
	債務負担行為 (翌年度以降支出予定額)		796,821 千円	95,472 千円	492,331 千円	
法適用の公営企業	有形固定資産	土地	185,036 千円	12,167 千円	- 千円	
		償却資産	16,585,062 千円	2,039,811 千円	- 千円	
		減価償却累計額 (▲)	▲ 5,191,357 千円	▲ 980,998 千円	- 千円	
		建設仮勘定	383,452 千円	4,500 千円	- 千円	
		有形固定資産 計	11,962,193 千円	1,075,480 千円	- 千円	
		無形固定資産	792 千円	278 千円	- 千円	
	計		11,962,985 千円	1,075,758 千円	- 千円	
	水道 剰余金	減債積立金	85,785 千円	0 千円	- 千円	
		利益積立金	102,444 千円	0 千円	- 千円	
		建設改良積立金	72,168 千円	0 千円	- 千円	
		未処分利益剰余金	107,320 千円	▲ 273,278 千円	- 千円	
		資本剰余金	4,522,049 千円	983,753 千円	- 千円	
		計	4,889,766 千円	710,475 千円	- 千円	
	損益勘定留保資金		648,673 千円	97,258 千円	- 千円	
	消費税及び地方消費税資本的収支調整額		25,769 千円	1,262 千円	- 千円	
	企業債残高		6,324,431 千円	400,855 千円	- 千円	
	有形固定資産	土地	13,821 千円	- 千円	- 千円	
		償却資産	870,661 千円	- 千円	- 千円	
		減価償却累計額 (▲)	▲ 78,444 千円	- 千円	- 千円	
		建設仮勘定	- 千円	- 千円	- 千円	
		有形固定資産 計	806,038 千円	- 千円	- 千円	

区分			大館市	比内町	田代町	調整方針	
法適用の公営企業（病院は財務のみ適用）	工業用水道	無形固定資産	432 千円	- 千円	- 千円	▲は累積欠損金	
		計	806,470 千円	- 千円	- 千円		
		剰余金	減債積立金	6,426 千円	- 千円		- 千円
			利益積立金	0 千円	- 千円		- 千円
			建設改良積立金	0 千円	- 千円		- 千円
			未処分利益剰余金	3,165 千円	- 千円		- 千円
			資本剰余金	123,921 千円	- 千円		- 千円
			計	133,512 千円	- 千円		- 千円
		損益勘定留保資金	78,139 千円	- 千円	- 千円		
		消費税及び地方消費税資本的収支調整額	4,800 千円	- 千円	- 千円		
		企業債残高	520,473 千円	- 千円	- 千円		
	病院事業	有形固定資産	土地	68,707 千円	214,883 千円		- 千円
			償却資産	7,330,186 千円	3,789,246 千円		- 千円
			減価償却累計額（▲）	▲ 4,894,912 千円	▲ 2,461,668 千円		- 千円
			建設仮勘定	196,909 千円	0 千円		- 千円
			有形固定資産 計	2,700,890 千円	1,542,461 千円		- 千円
		無形固定資産	12,112 千円	7,356 千円	- 千円		
		計	2,713,002 千円	1,549,817 千円	- 千円		
		剰余金	減債積立金	0 千円	0 千円		- 千円
			利益積立金	0 千円	0 千円		- 千円
			建設改良積立金	0 千円	0 千円		- 千円
			未処分利益剰余金	▲ 305,037 千円	▲ 1,750,604 千円		- 千円
			資本剰余金	2,864,569 千円	1,777,469 千円		- 千円
			計	2,559,532 千円	26,865 千円		- 千円
		損益勘定留保資金	2,011,539 千円	0 千円	- 千円		
		消費税及び地方消費税資本的収支調整額	0 千円	0 千円	- 千円		
		企業債残高	1,953,905 千円	1,329,442 千円	- 千円		

基金残高については、平成16年9月30日現在残高

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）					調 整 方 針
	大 館 市			比内町	田代町	
財産区 基金はH 16.9末現 在高	【上川沿財産区】 ・ 設立年月日 S30.12.18 ・ 区域 大館市上川沿地区 ・ 財産 土地 1,743,759㎡ 立木の推定蓄積量 16,697m³ 基金 9,179千円	【川口財産区】 ・ 設立年月日 S30.3.1 ・ 区域 大館市川口地区 ・ 財産 土地 214,554㎡ 基金 7,542千円	【二井田財産区】 ・ 設立年月日 S30.3.1 ・ 区域 大館市二井田地区 ・ 議員等定数 7 名 ・ 財産 土地 5,593,882.21㎡ 立木の推定蓄積量 59,516m³（スギのみ） 基金 324,938千円	未設置	未設置	2．合併時における状況のとおり、新市に引き継ぐ。
	【下川沿財産区】 ・ 設立年月日 S30.3.1 ・ 区域 大館市下川沿地区 ・ 財産 土地 1,965,645㎡ 立木の推定蓄積量 13,042m³ 基金 1,086千円	【餅田財産区】 ・ 設立年月日 S30.3.1 ・ 区域 大館市餅田地区 ・ 財産 土地 148,343㎡ 基金 33,685千円				
	【片山財産区】 ・ 設立年月日 S30.3.1 ・ 区域 大館市片山地区 ・ 財産 土地 128,855㎡ 基金 64,229千円	【立花財産区】 ・ 設立年月日 S60.9.13 ・ 区域 大館市立花地区 ・ 財産 土地 190,648㎡ 基金 16,768千円				

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
山林等の旧慣による 使用権	【関係集落】 ・旧釈迦内村 ・旧二井田村 ・旧上川沿村 ・旧真中村 ・旧十二所町 【慣行の形態】 植林地、薪炭林地、採草地 等	なし	【関係集落】 ・山田 ・岩瀬 【慣行の形態】 植林地、薪炭林地、採草地 等	３．合併時における状況の とおり、新市に引き継ぐ。

用語の説明

【旧慣使用権】

市制、町村制施行以前から続いていた公有財産を使用する慣行（旧慣）をいい、その権利は、市町村の住民であることにより認められる権利であり、私法上の権利とは異なる。

旧慣使用が認められる公有財産は、市町村の公有財産に限られる。

参考法令 地方自治法

（旧慣による公有財産の使用）

第２３８条の６ 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとするときは、市町村の議会の議決を経なければならない。

２ 省略

出資による権利(平成16年3月31日現在)

(単位：千円)

NO	区分	大館市	比内町	田代町
1	秋田県農業信用基金協会出資金	7,380	2,880	3,150
2	秋田県土地改良振興基金出資金	3,010		110
3	秋田県土地改良事業団体連合会出資金		130	
4	秋田県国民健康保険団体連合会出資金	11,158	6,331	
5	国保財政運営資金融資出資金			3,000
6	(独)雇用・能力開発機構出資金	21,660		
7	秋田県信用保証協会出捐金	71,454	11,626	6,996
8	秋田県住宅供給公社出資金	50		
9	大館市土地開発公社出資金	5,000		
10	(財)秋田県ふるさと定住機構出資金	911		
11	秋田県肉用牛価格安定基金協会出資金	1,000	900	1,000
12	秋田県林業労働対策基金出捐金	16,111	3,621	4,072
13	大館比内森林組合出資金	6,298	4,006	
14	田代森林組合出資金			5,576
15	(財)秋田県青年会館出捐金	3,347	630	411
16	秋田県野菜価格安定協会出資金	600	200	100
17	勤労者福祉事業団出捐金	1,000		
18	あきた北部酪農農業共同組合出資金	1,890		
19	秋田県長寿社会振興財団出捐金	100		20
20	秋田県資源技術開発機構出捐金	10,000		
21	暴力団壊滅秋田県民会議設立出捐金	3,331	353	233
22	(財)秋田県国際交流協会出捐金	6,945	1,344	886
23	大館周辺ふるさと市町村圏基金出資金	363,000	99,300	77,700
24	(財)大館市勤労者福祉事業団出捐金	20,000		
25	(財)秋田県臓器移植推進協会出捐金	5,530	1,060	700
26	秋田赤十字病院移転新築事業出捐金	6,181	999	665
27	(財)大館市文教振興事業団出捐金	30,000		
28	(福)大館市社会福祉事業団出捐金	3,000		
29	(社)秋田県農業公社出資金	2,500	1,400	2,000

30	(財)秋田県総合公社出捐金	613	125	88
31	秋田県町村土地開発公社出資金		1,531	995
32	比内町社会福祉協議会出資金		11,884	
33	比内町とんぶり補償基金協会出資金		2,256	
34	(社)秋田県建設技術センター出資金		30	30
35	秋田県公的医療機関振興会出捐金		56	40
36	ふるさと情報センター出捐金		500	
37	比内町観光開発公社出捐金		203,000	
38	本道医学振興会出捐金		541	
39	秋田県学校保健会出資金			20
40	秋田県労働者信用基金協会出捐金			590
	計	602,069	354,703	108,382

各種基金の現在高（現金等残高）

●は横の列で統合、○はそれぞれ存続、▲は廃止

平成16年9月30日現在残高（単位：千円）

大館市			比内町			田代町		
方針	名称	残高	方針	名称	残高	方針	名称	残高
●統合	財政調整基金	409,206	●統合	財政調整基金	360,000	●統合	財政調整基金	124,050
●	減債基金	117,992	●	減債基金	125,611	●	減債基金	20,750
●	国民健康保険事業基金	516,460	●	国民健康保険事業基金	55,387	●	国民健康保険事業基金	146,016
●	国民健康保険高額療養費貸付基金	15,000	●	高額療養費貸付基金	4,000	●	国民健康保険高額療養費貸付基金	2,000
●	中山間ふるさと水と土保全基金	10,657	●	中山間ふるさと水と土保全基金	7,000	●	中山間ふるさと水と土保全基金	10,200
●	介護保険事業基金	37,739	●	介護保険事業基金	14,000	●	介護給付費準備基金	161
●	社会福祉環境整備基金1	189,604	●	地域福祉基金	206,000	●	地域福祉基金	164,400
●	社会福祉環境整備基金2	3,400	●	まちづくり基金	302,200	●	地域振興基金	5,800
●	特別導入事業貸付牛購入基金	4,600				●	特別導入事業基金	5,600
●	観光施設等整備基金	172,349				●	観光振興基金	35,500
●	土地開発基金	54,970	●	土地開発基金	69,045			
○存続	介護保険高額サービス費貸付基金	7,000				○存続	特定農山村総合支援基金	2,971
○	介護サービス事業基金	37,980				(名称変更)大館市田代地域特定農山村総合支援基金 平成18年3月31日失効予定		
○	市営住宅基金	10,218						
○	用品調達基金	3,000						
○	教育施設整備基金	24,043						
○	小柄沢墓園造成基金	155,204						
○	卸売市場施設等整備基金	173,644						
○	消防施設整備基金	89						
○	庁舎建設基金	204,987						
○	特定地域公共事業基金	35,383						
(名称変更)大館市十二所地域公共事業基金								
○	花矢地域公共事業基金	3,479						
○	農業集落排水事業債償還基金	12,500						
○	上川沿財産区財政調整基金	9,179						
○	下川沿財産区財政調整基金	1,086						
○	片山財産区財政調整基金	64,229						
○	川口財産区財政調整基金	7,542						
○	餅田財産区財政調整基金	33,685						
○	立花財産区財政調整基金	16,768						
○	二井田財産区財政調整基金	324,938						
▲廃止	高等教育機関等支援基金	50	▲廃止	広域簡易水道給水工事資金貸付基金	5,000	▲廃止	土地開発基金	55,811
						▲	人材育成基金	1,397
						▲	渡部俊男体育スポーツ表彰基金	2,549
						▲	公共下水道事業基金	767
						▲	奨学資金貸付基金	14,206

2,656,981

1,148,243

592,178

地方債残高調べ【平成16年3月31日現在（出納整理期間を含む）】

（単位：円）

区分	会 計 名	大館市	比内町	田代町	計
一般会計	一般会計	22,849,218,897	7,291,673,843	6,311,890,114	36,452,782,854
	一般会計住民1人あたり	347,913	607,134	800,493	426,000
特別会計	介護保険特別会計	1,118,656,758			1,118,656,758
	土地取得特別会計	22,872,000			22,872,000
	都市計画事業特別会計	4,159,136,245			4,159,136,245
	下水道事業特別会計	10,770,264,569	2,320,734,812	3,051,872,643	16,142,872,024
	農業集落排水事業特別会計	2,179,546,278	500,333,986	511,315,846	3,191,196,110
	戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計		105,653,000		105,653,000
	公営駐車場事業特別会計	256,268,517			256,268,517
	休日夜間急患センター特別会計	51,928,721			51,928,721
	ベニヤマ自然パーク事業特別会計		149,846,712		149,846,712
	簡易水道事業特別会計		38,040,314	758,277,791	796,318,105
	特別会計合計	18,558,673,088	3,114,608,824	4,321,466,280	25,994,748,192
	特別会計住民1人あたり	282,584	259,335	548,062	303,783
（企業会計参考）	水道事業特別会計（公営企業分）	6,324,430,694	400,855,598		6,725,286,292
	工業用水道事業特別会計（公営企業分）	520,472,628			520,472,628
	病院事業特別会計（公営企業分）	1,953,904,855	1,329,441,543		3,283,346,398
	公営企業会計合計	8,798,808,177	1,730,297,141	0	10,529,105,318
	企業会計住民1人あたり	133,975	144,071	0	123,047
合計	全会計合計	50,206,700,162	12,136,579,808	10,633,356,394	72,976,636,364
	全会計住民1人あたり	764,472	1,010,540	1,348,555	852,830
	平成16年3月31日現在人口	65,675	12,010	7,885	85,570

項目	各市町の現況（平成 1 6 年 4 月 1 日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1．消防団組織	【名称】 大館市消防団 【組織】 分団数 2 6 分団 定 員 8 1 0 人 現 員 7 7 6 人 【階級】 団長 1 副団長 5 分団長 2 6 副分団長 2 6 部長 1 0 3 班長 1 0 3 団員 5 4 6	【名称】 比内町消防団 【組織】 分団数 本部と 6 分 団 定 員 2 8 4 人 現 員 2 6 3 人 【階級】 団長 1 副団長 2 分団長 7 副分団長 1 3 部長 3 6 班長 4 3 団員 1 8 2	【名称】 田代町消防団 【組織】 分団数 8 分団 定 員 1 8 8 人 現 員 1 6 9 人 【階級】 団長 1 副団長 1 分団長 8 副分団長 1 1 部長 1 1 班長 2 2 団員 1 3 4	合併時は連合消防団形態とし、合併後平成 2 0 年度をめどに統合する。
2．消防団人事・報酬等	【任命】 任期 副団長以上 4 年 (再任を妨げない) 【任用】 資格 1 8 歳以上 4 5 歳未満 【退職】 ・団長・副団長は年齢要件なし ・分団長以下は満 6 2 歳に達した年度末 【分限】 条例による	【任命】 任期 副団長以上 2 年 (再任を妨げない) 【任用】 資格 1 8 歳以上 【退職】 ・団長・副団長は年齢要件なし ・正副分団長は満 6 2 歳に達した年度末 ・部長以下は満 6 0 歳に達した年度末 【分限】 条例による	【任命】 任期 副団長以上 3 年 (再任を妨げない) 【任用】 資格 1 8 歳以上 【退職】 ・団長・副団長は年齢要件なし ・分団長以下は満 6 3 歳に達した年度末 【分限】 条例による	合併時に団長及び副団長の任期を 3 年に統一し、団員の定年は 6 2 歳とする。 ただし、田代町については、統合時まで定年は 6 3 歳とする。報酬等については、合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【報酬】年額 団長 68,000円 副団長 48,000円 分団長 34,500円 副分団長 26,500円 部長 22,000円 班長 17,000円 団員 15,000円 【費用弁償】 ・水火災 1,700円/回 ・訓練 2,000円/日 ・警戒 2,000円/日 【分団運営交付金】 ・分団割 50,000円/年 ・団員割 2,000円/人	【報酬】年額 団長 60,900円 副団長 47,100円 分団長 31,800円 副分団長 27,000円 部長 18,400円 班長 17,900円 団員 15,700円 【費用弁償】 ・水火災 2,500円/回 ・訓練 2,500円/日 ・警戒 2,500円/日	【報酬】年額 団長 65,000円 副団長 48,000円 分団長 35,000円 副分団長 29,000円 部長 23,000円 班長 20,000円 団員 18,000円 【費用弁償】 ・水火災 2,100円/回 ・訓練 2,100円/日 ・警戒 2,100円/日	
3．消防車等	【消防車両等】 ・消防ポンプ自動車 11台 ・積載車 3台 ・資機材搬送車 1台 ・軽可搬ポンプ積載車 1台 ・小型動力ポンプ 83台 ・軽可搬ポンプ 17台 ・団指令車 1台	【消防車両等】 ・消防ポンプ車 2台 ・水槽車 1台 ・小型動力ポンプ積載車 1台 ・小型動力ポンプ 37台	【消防車両等】 ・消防ポンプ車 4台 ・小型動力ポンプ積載車 4台 ・小型動力ポンプ 8台	現行のとおり、新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
4．消防団の諸行事	【大館市消防団諸行事】 1月 出初め式 2月 大館アメッコ市警備 中堅幹部及び初任団員研修 3月 春の火災予防運動実施に伴う団幹部会議 4月 春の火災予防運動週間 6月 大館北秋田地区水防訓練 7月 秋田県消防協会大館北秋田支部消防訓練大会 8月 大館大文字まつり花火警備 10月 秋の火災予防運動実施に伴う幹部会議 11月 秋の火災予防運動週間 12月 纏振り指導会（纏振り合わせ） 年末年始警戒	【比内町消防団諸行事】 1月 出初め式 2月 中堅幹部及び初任団員研修 4月 駆付訓練 火災想定訓練 ジャジャシコ祭り（火伏せ祭り） 山火事予防パレード 6月 秋田県消防協会大館北秋田支部水防訓練 7月 比内町消防訓練大会 秋田県消防協会大館北秋田支部消防訓練大会 9月 秋田県消防操法大会 11月 防火パレード（町内一円） 駆付訓練 火災想定訓練 幹部研修 12月 年末年始警戒 毎月10日を、防火の日と定め特別警戒を実施。	【田代町消防団諸行事】 1月 出初め式 2月 中堅幹部及び初任団員研修 4月 大館北秋田支部防災訓練 春の火災予防運動 山火事予防巡回パレード 5月 県民防災の日 防災訓練 6月 大館北秋田地区水防訓練 7月 田代町消防訓練大会 秋田県消防協会大館北秋田支部消防訓練大会 11月 秋の火災予防運動 秋の防火パレード（町内一周） 12月 年末年始警戒 毎月10日を、防火の日と定め特別警戒を実施	当面、現行のとおりにする。

【協議案第 59 号 資料 1】

項 目		各市町の現況（平成 16 年 4 月 1 日）			調 整 方 針
		大館市	比内町	田代町	
1．窓口業務 （主なもの）	・ 諸証明発行に関するもの 住民票の写し、記載事項証明、戸籍・除籍の 謄抄本、印鑑登録証明書、身分証明書等	○	○	○	住民サービスの利便性を図るよ う、調整に努める。
	・ 住民基本台帳に関するもの 異動届・閲覧等	○	○	○	
	・ 戸籍業務に関するもの 戸籍届けの受付、審査・受理・作成等	○	○	○	
	・ 印鑑業務に関するもの 登録、廃止	○	○	○	
	・ 外国人登録業務に関するもの 登録、変更申請等	○	○	○	
	・ 国民健康保険業務に関するもの 資格異動の受付・被保険者証の交付等	○	○	○	
	・ 埋火葬業務に関するもの 埋火葬許可、斎場使用許可等	○	○	○	
	・ 国民年金業務に関するもの 資格異動の受付、免除申請の受付等	○	○	○	
	・ 自動車臨時運行許可業務	○	○	—	

項 目	各市町の現況（平成 1 6 年 4 月 1 日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
2．昼休憩時の窓口業務 （正午～午後 1 時）	【業務内容】 通常業務と同じ 【対応方法】 当番制で対応	【業務内容】 通常業務と同じ 【対応方法】 当番制で対応	【業務内容】 通常業務と同じ 【対応方法】 当番制で対応	現行のとおりとする。
3．閉庁日及び夜間の窓口業務	【業務内容】 ・戸籍届出受理業務 ・埋火葬関連業務 【対応方法】 ・閉庁時の日中は、日直（委託）が対応 ・夜間は、宿直（委託）が戸籍届出書のみ受理	【業務内容】 ・戸籍届出受理業務 ・埋火葬関連業務 【対応方法】 ・閉庁時の日中は、日直の職員が対応 ・夜間は、宿直（委託）が戸籍届出書のみ受理	【業務内容】 ・戸籍届出受理業務 ・埋火葬関連業務 【対応方法】 ・閉庁時の日中は、日直の職員が対応 ・夜間は、宿直（委託）が戸籍届出書のみ受理	現行のとおりとする。
4．出張所	【概要】 9 出張所を設置 （釈迦内・長木・上川沿・下川沿・二井田・真中・十二所・花岡・矢立） 【内容】 ・印鑑証明書、戸籍謄抄本等、住民票の写し等諸証明、税関係証明の調製交付 ・証明手数料の調定 ・市税及び税外諸収入金の収納 ・公印の管守 ・出張所物品の管理	設置なし	設置なし	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1．高齢者（老人）福祉計画	【概要】 地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画（老人福祉計画）を定める。 （策定済み） 【計画期間】 ・平成15年度～19年度	【概要】 地方自治法第2条第4項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定める。 （策定済み） 【計画期間】 ・平成12年度～16年度 （平成17年度以降の計画は、平成16年度中に策定）	【概要】 すべての高齢者が安心して生活することができ、それぞれが誇りをもって自分らしく生きることができる社会の実現を目指すことを理念とし、高齢者を支援する体制の整備を図る。（策定済み） 【計画期間】 ・平成15年度～19年度	合併後に再編する。
2．高齢者サービス総合調整会議（地域ケア推進事業）	【事業概要】 ・大館市高齢者サービス総合調整会議の設置 ・高齢者サービス調整委員会の設置 ・ケア事例検討委員会の設置 （地域ケア会議の開催）	（地域ケア会議の開催） 【概要】 ・毎月第3火曜日開催 （比内町福祉保健総合センター）	（地域ケア会議の開催） 【概要】 毎月1回開催 在宅介護支援センター（基幹型）事業委託の一部として、田代町社会福祉協議会へ委託している。	合併時に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
3．在宅介護 支援センター	【事業内容】 基幹型在宅介護 支援センター 1ヵ所 長寿支援課内に設置 地域型在宅介護 支援センター 5ヵ所 (委託先) 大館市社会福祉協議会 (福)水交苑 (福)大館圏域ふくし会 (福)大館市社会福祉事業団 医療法人光智会	【事業内容】 地域型在宅介護 支援センター 2ヵ所 ・扇寿苑在宅介護支援センタ ー ・比内町福祉センター在宅介 護支援センター (委託先) (福)比内ふくし会	【事業内容】 基幹型在宅介護 支援センター 1ヵ所 ・たしろ在宅介護支援センタ ー (委託先) 社会福祉協議会 地域型在宅介護 支援センター 1ヵ所 ・長慶荘在宅介護支援センタ ー (委託先) (福)大館圏域ふくし会	合併時に再編する。 現在2ヵ所ある基幹 型在宅介護支援センタ ーは、新市において1 ヵ所とし、大館市に置 く。地域型は、大館市 5ヵ所、比内町1ヵ所、 田代町1ヵ所とする。
4．敬老事業	【事業概要】 実施日（平成16年度） 平成16年9月4日（土）～29日 （水） 【内容】 各地区公民館等で式典とア トラクション（14回開催）	【事業概要】 実施日（平成16年度） 平成16年9月17日（金） 【内容】 比内町町民体育センターで 式典とアトラクション 記念品：町より75歳以上の 方に記念品を贈呈	【事業概要】 実施日（平成16年度） 平成16年9月10日（金） 【内容】 田代町町民体育館で式典と アトラクション 記念品：町より新規対象者 に記念品を贈呈	合併後に再編する。 ただし、合併後5年を めどに対象者を77歳 以上とし、実施方法や 内容等について検討す る。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【対象者】（平成16年度） 市内在住者で77歳以上 5,440名	【対象者】（平成16年度） 町内在住者で75歳以上 1,731名	【対象者】（平成16年度） 満73歳以上の方 1,417人 （昭和7年以前生まれの方）	
5．金婚式	【内容】（平成16年度） 日 時：平成16年6月24日 （木）午前11時30分～ 場 所：市内ホテル 式典及びアトラクション 対象者：金婚者 67組 （昭和29年に婚姻届）	【内容】（平成16年度） 日 時：平成16年6月3日 （木）午前11時～ 場 所：あきた北農協メモリスあきた北3階 式典及びアトラクション 対象者：金婚者 15組 （昭和28年6月4日～昭和29年6月3日までに婚姻届）	【内容】（平成16年度） 日 時：平成16年6月4日 （金）午前11時～ 場 所：田代町総合開発センター集会室 式典及びアトラクション 対象者：金婚者 14組 （昭和29年に結婚）	合併時に廃止する。
6．敬老祝金	【対象者】（平成16年度） 77歳 5,000円 757人	【対象者】（平成16年度） 77歳 10,000円 162人 80歳 10,000円 146人 88歳 20,000円 54人 敬老利用券で支給	【対象者】（平成16年度） 77歳 5,000円 108人 88歳 20,000円 32人 95歳以上 20,000円 12人	合併時に統一する。 ただし、80歳（比内町）、88歳（比内町、田代町）、95歳以上（田代町）は、経過措置として、2年間は現行のとおりとする。
7．百歳祝金 支給事業	【支給対象者】 大館市に住所を有する者で 満100歳の誕生日を迎える者。 ・在宅の方	【支給対象者】 祝金は、満100歳に達した者 で、その年の1月1日以前に引 き続き本町に20年以上居住し	【支給対象者】 祝金は、満100歳に達した者 で、その誕生日現在田代町に 住所を有する者	合併時に大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・施設等入所の方 【支給額】 ・在宅の方 300,000円 ・施設入所等の方 30,000円	ている者及び規則で定める者 【支給額】 300,000円	(1)誕生日以前の居住期間が30年以上の者。ただし、田代町に所在を有する福祉施設等における町外住所地特例者を除く。 【支給額】 平成16年度 400,000円 平成17年度から 300,000円 (2)前号に該当しない者。 30,000円	
8．生活管理指導事業（指導員派遣）	【名称】 大館市生活管理指導員派遣事業 【概要】 （派遣対象者） 要介護認定で、自立と判定された社会的対応が困難な高齢者で、本人又はその家族が生活管理指導員を必要とする場合 （生活管理指導の内容） ア 基本的生活習慣を習得させる為の指導 イ 家事に対する支援・指導 ウ 対人関係の構築のための	【名称】 比内町ホームヘルプサービス事業 【概要】 （派遣対象者） 介護保険法による要介護認定で「自立」と認定された高齢者で、サービスを希望する者 （家事支援の内容） 家事に関すること ア 調理、 イ 衣類の洗濯、補修、 ウ 住宅等の掃除、整理整頓、 エ 生活必需品の買物、	【名称】 田代町生活管理指導員派遣事業 【概要】 （事業内容） (1)日常生活に関する支援・指導 (2)家事に対する支援・指導 (3)対人関係の構築のための支援・指導 (4)関係機関等との連絡調整	合併時に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	支援・指導 （利用時間） 派遣1回あたりの時間は、30分以上1時間未満 （利用者負担） 世帯の生計中心者の課税状況により決定 （委託先） 社会福祉法人、医療法人 （実績） 平成15年度 延人数 599人	（利用回数） 週2回（上限） 1回あたりの時間は、1時間未満 （利用料）1回あたり 生活保護受給者：0円 町民税非課税世帯：46円 上記以外：153円 （委託先） （福）比内ふくし会 （実績） 平成15年度 延人数 465人	（利用回数） 週2回（上限） 1回あたりの時間は、1時間未満 （利用料）1回あたり 生活保護受給者：100円 町民税非課税世帯：150円 町民税課税世帯：300円 （委託先） 田代町社会福祉協議会 （実績） 平成15年度 延人数 416人	
9．生活管理指導事業（短期宿泊）	【概要】 ○サービス内容 養護老人ホームでの短期宿泊による生活管理指導 ○利用基準 原則として、年2回以内で、1回7日以内 ○利用料 1日当たり 利用者負担 380円 公費負担 3,430円	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	（実績） 平成15年度 8人 ○委託先実施施設 養護老人ホーム成章園			
10．移送サービス事業	【事業内容】 住所を有する65歳以上のかたで、老衰・障害・傷病等で臥床または車椅子を利用していて、一般の交通機関が利用できない方に対し、移送サービス利用券を交付する。 【交付枚数】 ・一人 月2枚 年24枚	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。
11．外出支援サービス事業	【事業内容】 高齢者福祉サービス委託先に併せて委託し、利用者の外出を支援する。 【対象者】 高齢者福祉サービス利用者	未実施	【事業内容】 田代町内に居住している通院が困難な寝たきり者、常時車いすを必要とする者、痴呆により常時介護を要する者等を対象に、通院時の送迎サービスを行う。 【委託先】 田代町社会福祉協議会 【対象者】 H15実績 交付申請 64人 利用者 45人 月2回利用	合併時に再編する。 ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、当面の間、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
12．軽度生活 援助事業	【事業内容】 援助員を派遣し、外出・散歩の付添い、食材の買い出し、家周りの手入れ、家屋内の整理整頓、除雪、給油などを行う。（市民税非課税世帯のみ） 【事業委託】 社会福祉法人、社団法人、民間事業者 【利用料】 一回 50円又は80円	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。
13．訪問理美容（理髪）サービス事業	【内容】 ・理美容料金は、実費 ・訪問出張料を1回2,500円 年4回補助 ・市民税非課税世帯の者のみ 【委託先】 理容組合、美容組合	未実施	【内容】 田代町に居住しているおおむね65歳以上の要介護者で、自力で理髪店に行けない在宅の寝たきり者に、年間6枚の理髪券を発行し、ボランティア登録理髪店が自宅へ訪問し、理髪サービスを提供する。 【委託先】 田代町社会福祉協議会	合併時に再編する。
14．緊急通報システム	【事業名】 大館市緊急通報装置給付・貸与事業	【事業名】 ・ふれあい安心電話サブセンサー管理運営事業	【事業名】 田代町ふれあい安心電話システム推進事業	合併時に再編する。 ただし、実施体制、方法については、地域の

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	【委託先】 委託先：株式会社セコム 【概要】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、24時間体制の緊急通報センターに通報し、早急な対応が可能となる装置を設置。 【対象者】 65歳以上の一人暮らし世帯又は老人世帯に属する高齢者、並びに一人暮らしの重度身体障害者世帯の方。 【事業実績】 平成15年度 設置台数 162台 延べ利用者数 162人	・ふれあい安心電話推進事業 【委託先】 委託先：比内町社会福祉協議会 【概要】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、24時間体制の緊急通報センターに通報し、早急な対応が可能となる装置を設置。 【対象者】 65歳以上の一人暮らし世帯又はこれらに準ずる世帯に属する高齢者、並びに一人暮らしの身体障害者世帯又はこれらに準ずる世帯に属する身体障害者の方。 【事業実績】 平成15年度 設置台数 140台 延べ利用者数 140人	【委託先】 委託先：田代町社会福祉協議会 【概要】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、24時間体制の緊急通報センターに通報し、早急な対応が可能となる装置を設置。 【対象者】 (1)ひとり暮らし老人の世帯 (2)ひとり暮らしの重度身体障害者 (3)老人世帯の虚弱な老人 【事業実績】 平成15年度 設置台数 109台 延べ利用者数 109人	実情を考慮し、当面の間、現行のとおりとする。
15．老人福祉 電話事業	【事業目的】 福祉電話を設置することにより、当該高齢者の孤独感を	未実施	【事業名】 田代町老人日常生活用具給付等事業	大館市の制度に統一する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	和らげるとともに、関係機関及び地域住民の協力を得て安否の確認を行う等、在宅高齢者に対して各種のサービスを提供することを目的とする。 【事業内容】 電話回線の利用権の貸出。 【利用対象者】 市民税が非課税の一人暮らしの高齢者。 【利用料金】 無料。（ただし、毎月の基本料金と通話料金については自己負担。）		内容は、大館市と同一 【利用対象者】 貸与区分：老人用電話 おおむね65歳以上の低所得の一人暮らし老人等	
16．心配ごと相談所設置	【事業目的】 地域における高齢者支援の体制整備等を図る（高齢者等に対する身近な相談支援体制の確立） 【事業内容】 ・心配ごと相談所と法律相談所の開設により、高齢者の相談に応じる。 ・相談員として民生委員が対応	【事業名】 比内町心配ごと相談所事業 【事業内容】 高齢者が気軽に来所できるよう心配ごと相談所を各地区巡回で開設し、高齢者等町民のあらゆる相談に応じ、其の問題の解決のために適切な助	【事業名】 田代町心配ごと相談所事業 【事業内容】 主として低所得者層に対し、その生活上のあらゆる心配ごとの相談に応じ、社会資源を効果的に活用して適切な助言指導を行い、その福祉の向上	合併時に再編する。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	・月6回 市内各地区巡回で開設 ・相談料は無料 【委託先】 大館市社会福祉協議会	言指導を行う。 ・月3回 町内各地区巡回で開設 ・相談料は無料。 【委託先】 比内町社会福祉協議会	を図る。 ・毎週1回以上開催。 総合福祉センターにおいて開催。 ・相談料は無料。 【委託先】 田代町社会福祉協議会	
17．高齢者食生活改善事業	【事業内容】 高齢者及びその家族に対し、高齢者の食生活において必要な注意事項とその対策に関する指導を行う食生活改善推進員の研修を実施し、地域内で高齢者への食生活改善の支援にあたる。 ・保健センター実施事業 ・ヘルスメイト養成教室の開催 年間 10回予定	【事業内容】 高齢者及びその家族を対象とした高齢者の食生活に関する教室等の開催及び普及啓発。 【事業名及び実施主体】 いきいき元気サロン：保健指導班 八木橋地区介護予防事業： 比内町福祉センター在宅介護支援センター 【委託先】 (福)比内ふくし会	未実施	合併時に再編する。
18．住宅改修支援事業	【概要】 介護保険住宅改修の理由書の作成業務に対して手数料、1件当たり2,000円を支払う 【対象】 居宅介護支援の提供を受け	大館市と同一	大館市と同一	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	ていない要介護者等に対する理由書の作成のみとする。			
19．家族介護者教室	【事業概要】 市内5カ所の地域型在宅介護支援センターへ委託し、おおむね月1回の開催とする。 平成15年度実績 延べ49回 909人参加	【事業概要】 介護者の健康保持のため、運動指導や調理実習などを行う。 【事業名及び実施主体】 介護者健康教室：保健指導班 年2回実施	【事業概要】 介護者の健康保持のため、運動指導や各種勉強会や調理実習などを行う。 年12回開催 【委託先】 たしろ在宅介護支援センター（田代町社会福祉協議会）	合併時に再編する。
20．家族介護用品の支給	【事業名】 家族介護用品支給事業 【事業内容】 （対象者） 介護保険の要介護認定で要介護4・5と認定された高齢者と同居し、高齢者を介護している家族に給付する。 所得税非課税世帯のみ。 （対象の介護用品） ○紙おむつ・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー等 （給付限度額） 年額60,000円（月5,000円支給券）	【事業名】 比内町おむつ費支給事業 【事業内容】 在宅で常時失禁状態で介護保険の要介護認定をされた人を対象におむつ購入券（月5,000円）を支給する。 要介護度及び町民税課税の有無に関わらず支給する。 【委託先】 比内町社会福祉協議会	【事業名】 田代町家族介護用品支給事業 【事業内容】 おおむね65歳以上の在宅の要介護者（原則的には要介護度3以上の者）であって、失禁を有する者におむつを給付する。 利用料は無料とする。 利用限度額は一人当たり月4,000円とする。 【委託先】 田代町社会福祉協議会	合併後に再編する。 実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、3年間現行のとおりとし、その後見直しを図る。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	市に登録している店舗で使用できる支給券を交付。 【事業実績】 平成15年度実績 延べ利用者数 80人	【事業実績】 平成15年度実績 延べ利用者数 1,293人	【事業実績】 平成15年度実績 延べ利用者数 690人 (実 95人)	
21．家族介護者交流事業	社会福祉協議会が実施	未実施	【事業名】 田代町家族介護者交流事業 【内容】 年1回の開催で、1泊2日で勉強会や視察研修を行い、温泉等にて身体を休め、懇談する。 【委託先】 田代町社会福祉協議会	合併時に再編する。
22．家族介護慰労事業	未実施	【事業名】 比内町高齢者等在宅介護慰労金事業 【事業内容】 在宅で、要介護3以上に認定された高齢者を介護している家族に対し、介護慰労金を支給する。 町民非課税世帯 月額 10,000円	【事業名】 田代町家族介護慰労金支給事業 【事業内容】 要介護4又は要介護5と判定され、その状態が12カ月以上続いていて、12カ月間継続して介護保険サービスを受けなかった者で、町民税非課税世帯の者を支給対象とする。	合併後に再編する。 実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、3年間現行のとおりとし、その後見直しを図る。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		上記以外の世帯 月額 5,000円 【事業実施主体】 比内町社会福祉協議会（補助金交付により実施）	支給額 高齢者一人当たり 年額 100,000円	
23. 生きがい活動支援通所事業	【事業名】 ・大館市在宅高齢者ミニデイサービス事業 ・大館市在宅高齢者デイサービス利用補助券交付事業 【概要】 （サービスの内容） 給食サービス、入浴サービス、運動指導、健康教室、健康チェック、趣味創作活動など （利用料） 一回あたり 300円	【事業名】 ・比内町デイサービス事業 【概要】 （サービスの内容） 給食サービス、入浴サービス、運動指導、健康教室、健康チェック、趣味創作活動など （利用料） 一回あたり 生活保護受給者 400円 上記以外 1,153円 （利用回数） 月2回（上限）	【事業名】 ・田代町生きがい活動支援通所事業 【概要】 （サービスの内容） 給食サービス、入浴サービス、運動指導、健康教室、健康チェック、趣味創作活動など （利用料） 一回あたり 生活保護受給者 600円 町民税非課税世帯 800円 町民税課税世帯 1,300円 （利用回数） 1回 / 2週間	合併時に再編する。 ただし、実施体制、方法については、地域の実情を考慮し、当面の間、現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	（実績）平成15年度 デイサービス 延人数 53人 ミニデイサービス 延人数 1,742人 （実施施設） ・公民館、温泉施設、町内会館他 （委託先） 大館市社会福祉協議会・福祉バンク大館	（実績） 平成15年度 延人数 464人 （実施施設） ・比内町福祉保健総合センター ・特別養護老人ホーム扇寿苑 （委託先） （福）比内ふくし会	（実績） 平成15年度 延人数 6,655人 （実施施設） ・田代町総合福祉センター（サンピア） （委託先） （福）大館圏域ふくし会	
24．高齢者ふれあいサロン事業	未実施	未実施	【事業名】 高齢者交流事業 （ふれあいいいきいきサロン） 【事業内容】 社会福祉協議会へ事業を委託し、地域ボランティアを中心に開催されている高齢者交流活動（ふれあいいいきいきサロン20団体）を支援する。	現行のとおり新市に引き継ぐ。
25．養護老人ホームの管理運営	【事業の目的】 65歳以上の者であつて、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由（政	未実施	未実施	現行のとおりとする。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難であるとして、老人福祉法による措置を受けた者を収容養護する。 【委託先】 大館市社会福祉事業団 【収容定員】 成章園の定員は80名。			
26．要援護高齢者共同生活支援事業	未実施	未実施	【名称】 こぶしの家 【内容】 ○利用対象者は田代町に居住し、家庭の事情等により日常生活を営むのに支障がある一人暮らし老人や高齢者世帯の自立者等。 ○利用期間は原則として7日以内。ただし、町長が必要と認める場合は、3ヵ月間までの延長を認め、冬期間（11月から3月まで）は5ヵ月間までの延長とすることができる。 ○利用者は利用に要する費用	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
			のうち飲食物費相当額等を負担する。	
27．八木橋地域福祉センター運営事業	未実施	介護予防拠点施設維持 【内容】 高齢者の介護予防に関する こと。 高齢者の食生活改善に関する こと。 高齢者の生きがいと健康づくりに 関すること。 上記事業の介護予防教室は、 比内ふくし会へ委託 【施設】 研修室 第1介護研修室、第2 介護研修室 【面積規模等】 木造平屋建て 324.76㎡ 【管理運営】 比内町	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。
28．高齢者生きがいセンター運営事業	未実施	【目的】 高齢者の教養の向上、文化レクリエーション、その他研修会、交流会等社会福祉の増進を図る。	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
		【施設、内容】 第1研修室、第2研修室、創作室、展示・談話室 【面積等】 木造平屋建て、比内児童館と合築 【運営】 管理運営については、比内町社会福祉協議会に委託		
29．生活支援 ハウス運営事業	未実施	【事業の概要】 独立して生活するのに不安のある自立老人や介護認定による施設退所者等に対する生活の場の提供、生活援助員による生活指導、援助、食事の提供（実費利用者負担）を行う。 【事業内容】 60歳以上の高齢者等のため居宅において生活すること不安のある者に対して、必要に応じて住居を提供する。 （利用定員）11名 （委託先）(福)比内ふくし会 （入居者）9月1日現在 9名	未実施	現行のとおり新市に引き継ぐ。

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
30．ケアハウスの運営管理	【事業の目的】 身体機能の低下や高齢等により、居宅で生活することが困難な高齢者等の心身の健康の保持及び生活の安定を図るため、老人福祉法により設置する。 【委託先】 大館市社会福祉事業団 【定員】 50人 【使用料】 条例に定める。	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。
31．高齢者バス券交付	【事業内容】 片道400円以上の通院者に対し、年5,000円分のバス券を交付。（市民税非課税世帯のみ）	未実施	未実施	大館市の制度を適用する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
1. 奨学金貸付事業	【対象者】 学校教育法に規定する大学又は短大のみ 【会計区分】 ・特別会計 【貸付金額(月額)】 ・高校 - 円 ・高専 - 円 ・大学 30,000円 ・短大 30,000円 ・専修・各種学校 - 円 【返還期間】 ・8年以内 【返還方法】 ・毎月15,000円 所定の納付書により、指定金融機関に納める。(H17年度からは、口座振替も可能) 【現在の貸付人数】 ・短大 74名 ・大学 4名	未実施	【対象者】 高校、各種学校、短大、大学 【会計区分】 ・基金会計 【貸付金額(月額)】 ・高校 12,000円 ・高専(1年～3年) 12,000円 (4年～5年) 30,000円 ・大学 30,000円 ・短大 30,000円 ・各種学校 12,000円 又は30,000円 【返還期間】 ・貸付期間により、最大10年以内 【返還方法】 ・月賦又は半年賦若しくは年賦による。全額又は一部を一時に返還することが可能。 【現在の貸付人数】 ・高校 5名 ・短大 2名 ・大学 9名 ・各種学校 2名	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
2. 学校給食事業	【給食形態】 1)完全給食 週5日 (小学校 13校、中学校 5校) 2)ミルク給食 週5日 (中学校3校) 【主食の提供状況】 米 3回、パン 1回、麺 1回 【給食費徴収方法】 指定金融機関への納入か現金徴収 【運営形態(調理・運搬)】 民間業者に入札の上委託 【給食調理員】 市職員23名、パート職員14名 (他業者委託3箇所) 【献立作成】 各学校、センターごとに配置している栄養士(県費栄養士7名、市嘱託栄養士3名)が作成 【会計方法】 私会計	【給食形態】 1)完全給食 週5日 (小学校 5校、中学校 1校) 【主食の提供状況】 米4.0回、パン0.5回、麺0.5回 【給食費徴収方法】 学校集金(現金又は口座振替) 【運営形態(調理・運搬)】 民間業者に委託 【給食調理員】 民間委託職員11名 【献立作成】 比内中学校栄養職員(県費栄養士)が作成 【会計方法】 私会計	【給食形態】 1)完全給食 週5日 (小学校 5校、中学校 1校) 【主食の提供状況】 米3.5回、パン1回、麺0.5回 【給食費徴収方法】 納付書による窓口・指定金融機関への納入(銀行口座引落とし可能) 【運営形態(調理・運搬)】 田代町学校給食調理者組合へ委託(代表者、事務員、調理員、技術手～9名) 【給食調理員】 田代町学校給食調理者組合調理員5名、調理補助(技術手兼務)2名 【献立作成】 山瀬小学校に籍を置き、給食センターに配置している栄養士(県費栄養士1名)が作成 【会計方法】 公会計	現行のとおりとし、合併後3年をめぐりに、運営方法について検討する。ただし、会計方法については、平成18年度に私会計に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
3. スクール バス運行業務	1) 矢立小学校 対象者: 陣場、長走、松原地区 運行方法: 1台 直営 運行本数: 登校時 1回 下校時 3回 2) 東中学校 対象者: 雪沢地区 運行方法: 2台 直営 運行本数: 登校時 1回 下校時 2回 3) 南小学校 対象者: 二井田、真中地区 運行方法: コミュニティバスによる運行 運行本数: 登校時 1回 下校時 3回	1) 東館小学校 対象者: ニタ又・間戸石、竹原、中味噌内、下味噌内、宿内、駒橋、新館、野開 運行方法: 1台 直営 運行本数: 登校時 1回 下校時 1回 2) 西館学校 対象者: 小坪沢、白沢、水沢、板戸、畑沢、一通、八木橋、五輪台、寺崎 運行方法: 1台 直営 運行本数: 登校時 1回 下校時 2回 3) 比内中学校 対象者: 大葛地区、中野地区、西館地区 運行方法: 夏期(4月～10月)2台 委託 冬期(11月～3月)4台 委託 運行本数: 夏期の登校時 3回、下校時 2回 冬期の登校時 5回、下校時 5回	1) 山瀬小学校 対象者: 田の沢、茂屋地区 (冬期～赤川地区) 運行方法: 1台 委託 運行本数: 登校時 1回 下校時 1回 2) 田代中学校 対象者: 岩野目、山田、越山小学校区 (冬期～長坂、本郷、田の沢、茂屋地区) 長坂地区は路線バス利用 運行方法: 2台 委託 運行本数: 登校時 2回 下校時 3回 その他路線バス利用 1) 岩野目小学校 対象者: 大野、中谷地、大野岱、高岨地区 (冬期～大淵地区) 2) 早口小学校 対象者: 冬期～本郷地区	現行のとおりとする。ただし、合併後3年をめどに、運行方法について検討する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
4. 要保護、 準要保護児童 生徒の就学援助	【事業の目的】 児童生徒の家庭が経済的理由によって、就学困難と認められる場合に、学校必要経費の一部を補助し、就学環境を援助する。 【支給経費と支給時期】 ・学用品費 年1回 (1学期末) ・体育実技用具費 年1回 (実施3学期末) ・新入学学用品 年1回(新1年生) (1学期末) ・修学旅行費 年1回 (実施学期末) ・学校給食費 年3回 (各学期末) ・医療費 医療券交付に基づく (7月～12月) 【支給金額】 国の補助基準額と同じ 【平成15年度末の支給対象数】 ・小学校269名(全児童の7.46%) ・中学校128名(全生徒の6.97%) 【認定基準】 世帯全員の収入額より勤労控	【事業の目的】 大館市と同一 【支給経費と支給時期】 ・学用品費 年3回 (各学期末) ・体育実技用具費 年1回 (実施学期末) ・新入学学用品 年1回 (1学期末) ・修学旅行費 年1回 (実施学期末) ・学校給食費 年3回 (各学期末) ・医療費 医療券交付に基づく 【支給金額】 国の補助基準単価に同じ (国単価以上の経費は町負担) 【平成15年度末の支給対象数】 ・小学校45名(全児童の7.67%) ・中学校12名(全生徒の3.20%) 【認定基準】 認定にあたっては、文部科学	【事業の目的】 大館市と同一 【支給経費と支給時期】 ・学用品費 年3回 (各学期始め) ・新入学学用品 年1回 (4月末) ・修学旅行費 年1回 (実施日10日前) ・学校給食費 年4回 (各学期始め・精算分3月末) ・医療費 医療券交付に基づく 【支給金額】 国の補助基準単価に同じ (国単価以上の経費は町負担) 【平成15年度末の支給対象数】 ・小学校33名(全児童の7.81%) ・中学校14名(全生徒の5.91%) 【認定基準】 認定にあたっては、文部科学	平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度から大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調 整 方 針
	大 館 市	比 内 町	田 代 町	
	除等を控除した額を、「保護基準額等早見表」で算出した需要額で除して得た数値が1.05以下の世帯を原則とする。	省の認定要領で需要額を測定し、税務課所有の課税台帳により収入（所得）調査を行い、比内町準要保護児童生徒認定要領（内規）の基準により認定者を決定。	省の認定要領で区分するが、対象児童生徒の生活状況、家庭状況を総合的に判断して認定。	
5．新入学児童ランドセル支給事業	未実施	【概要】 小学校新入学児童にランドセルを支給 【平成15年度実績】 支給数 104個	【概要】 小学校新入学児童にランドセルを支給 【平成15年度実績】 支給数 53個	平成18年度以降の入学児童については、合併後に検討する。
6．幼稚園就園奨励費補助金	【事業目的】 経済的に困窮している保護者に幼稚園の保育料を減免することにより就園を奨励する。 【対象者及び減免金額】 大館市に住所を有し、当該年度において、幼稚園に在園させている家庭で、次に該当するもの。 < 幼稚園就園奨励費補助金 > (1)生活保護世帯 ・第1子 137,700円 ・第2子 196,000円 ・第3子 253,000円	【事業目的】 大館市と同一 【対象者及び減免金額】 私立幼稚園に在園する満3歳～5歳児 < 幼稚園就園奨励費補助金 > (1)生活保護世帯 ・第1子 137,700円 ・第2子 196,000円 ・第3子 253,000円	未実施	合併時に大館市の制度に統一する。

項目	各市町の現況（平成16年4月1日）			調整方針
	大館市	比内町	田代町	
	(2)住民税非課税世帯 ・第1子 137,700円 ・第2子 196,000円 ・第3子 253,000円 (3)住民税所得割非課税世帯 ・第1子 104,900円 ・第2子 176,000円 ・第3子 246,000円 (4)住民税の所得割課税額 8,800円以下の世帯 ・第1子 80,400円 ・第2子 161,000円 ・第3子 241,000円 (5)住民税所得割課税額 102,100円以下世帯 ・第1子 56,500円 ・第2子 147,000円 ・第3子 237,000円 限度額を設けて補助。 市立幼稚園は(1)～(3)のみ ・第1子 20,000円 ・第2子 42,000円 ・第3子 64,000円	(2)住民税非課税世帯 ・第1子 137,700円 ・第2子 196,000円 ・第3子 253,000円 (3)住民税所得割非課税世帯 ・第1子 104,900円 ・第2子 176,000円 ・第3子 246,000円 (4)住民税の所得割課税額 8,800円以下の世帯 ・第1子 80,400円 ・第2子 161,000円 ・第3子 241,000円 (5)住民税所得割課税額 102,100円以下世帯 ・第1子 56,500円 ・第2子 147,000円 ・第3子 237,000円 公立幼稚園は無し		

項 目	各市町の現況（平成16年4月1日）		
	大 館 市	比 内 町	田 代 町
1．社会福祉協議会	【名称】 大館市社会福祉協議会 【事務所の位置】 大館市字三の丸103番地4 【職員数】 役員定数 ・理事 15人 ・評議員 32人 ・監事 3人 事務局員 10人 事業部局員 90人 （臨時職員等含む）	【名称】 比内町社会福祉協議会 【事務所の位置】 比内町新館字館下79番地1 【職員数】 役員定数 ・理事 12人 ・評議員 30人 ・監事 3人 事務局員 4人 事業部局員 4人 （臨時職員等含む）	【名称】 田代町社会福祉協議会 【事務所の位置】 田代町岩瀬字上岩瀬塚の岱16番地 【職員数】 役員定数 ・理事 10人 ・評議員 21人 ・監事 2人 事務局員 4人 事業部局員 17人 （臨時職員等含む）
2．社会福祉協議会委託事業	児童館管理運営委託事業 大館市デイサービスセンターかつら 運営委託事業 軽度生活援助事業 生活管理指導員派遣事業 デイサービス利用補助券交付事業 在宅介護支援センター事業 身体障害者デイサービス事業 ミニデイサービス事業 心配ごと相談所事業	高齢者生きがいセンター運営事業委託 ふれあい安心電話サブセンター管理運営 おむつ費支給事業 心配ごと相談所設置事業 比内町児童館運営事業 西館児童館運営事業 ジュニアボランティア活動育成事業 遊びの広場等運営事業（移動児童館） いきいき元気サロン運営事業	ボランティアセンター運営事業 福祉教育推進事業 地域ボランティア活動育成事業 モデル地区推進事業 生活管理指導員派遣事業 ふれあい安心電話システム推進事業 外出支援サービス事業 家族介護用品支給事業 高齢者交流事業 理髪サービス事業 要援護高齢者共同生活支援事業

項 目	各市町の現況（平成１６年４月１日）		
	大 館 市	比 内 町	田 代 町
			家族介護者交流事業 心配ごと相談所事業 在宅介護支援センター（基幹型）事業 たしろ児童館運営事業 はやぐち児童館運営事業 障害者生活支援センター事業 高齢者冬季生活支援事業
３．社会福祉協議会への負担金・補助金	【目的】 大館市における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 【負担金・補助金】 大館市社会福祉協議会補助金 大館市社会福祉活動専門員設置費補助金 大館市社会福祉協議会在宅福祉活動促進費補助金	【目的】 比内町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 【負担金・補助金】 比内町社会福祉協議会補助金 比内町社会福祉協議会在宅福祉活動促進費補助金 ふれあい安心電話システム事業費補助金 在宅寝たきり老人等介護慰労金支給事業費補助金 ボランティア養成事業補助金 屋内ゲートボール場運営費補助金	【目的】 田代町における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。 【負担金・補助金】 田代町社会福祉協議会補助金 田代町社会福祉活動専門員設置費補助金 田代町社会福祉協議会在宅福祉活動促進事業費補助金